福田小学校いじめ防止基本計画

月 的

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校・保護者・地域が一体となり、児童生徒を守り育むとともに、児童生徒が夢や願いを持ち、安心して生活し、学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

(いじめの定義)

「いじめ防止対策推進法第2条第1項」より

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

めざす児童像

夢・笑顔・汗いっぱいの子ども

- 〇課題を見つけ自ら学ぶ子ども
- O友達の良さに気づく優しい子ども
- 〇心と体を鍛える子ども

いじめ対策委員会

(校内)

校長・教頭・担任・生活指導主任

(人権担当・教務主任・養護教諭)

※必要に応じて全職員

(専門家・外部関係者)

- スクールカウンセラー(SC)
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)
- ・スクールサポーター(長崎署)

PTA・地域との連携

※PTA 活動の充実

- ・懇談会での共通の話題
- 家庭行事やお手伝い
- ※基本的生活態度の育成
 - ・礼儀作法、マナー
 - ・尊敬、感謝 など
- ※定期的な情報交換

関係機関との連携

※情報共有体制の構築

・関係機関の窓口 警察 児童相談所 医療関係 など

• 連絡会議の開催

児童会

- ※縦割り活動の充実
- ※代表委員会での取組
 - 共通のテーマ作り
 - ・学校全体の問題について
- ※小中連携の実践
 - ・いじめ防止共同宣言文
 - ・合同あいさつ運動
 - ・ 共通アンケートの実施
- ※異学年交流

※いじめ防止対策推進法より抜粋

第4条(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

第9条(保護者の責務等)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがな いよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

第8条(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者 との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

- 良好な人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
 - 平和教育や人権教育の推進

 \mathcal{O} 防 止

じ

8

- 家庭や地域と連携した取組の推進
 - 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「ふれあい会」・「福田夏祭り」等の活用

○ 定期的ないじめアンケート調査の実施

ľ 8 \mathcal{O}

早 期

発

- いじめを訴えやすい体制を整える。
 - 教育相談やいじめ相談の実施
 - 家庭や地域と連携した情報の収集、情報の発信
- 生活協議会での共通理解

見 じめに対する措置

〇 状況確認した上での適切な指導

いじめ確認 → 被害児童・通告者の安全確保 → 加害児童への事情確認

- 家庭への連絡や訪問又は教育委員会への連絡・相談
- 場合によっては、関係機関との連携
- いじめ対策委員会の開催
- ※ いじめによる相談を行うことができる体制の整備

○ 学校又は委員会による調査

- 「いじめ対策委員会」又は「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」(教育委員会)が調査
- ・ 事実関係を明確にするための調査、聞き取り等
- 〇 調査結果の報告

教育委員会 → 知事 → 専門家等による再調査

○ 全職員による今後の対策検討と地域・保護者への説明

大 事 態 発 生 時 \mathcal{O}

取

《いじめが発生した場合の対応》

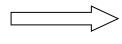
いじめの情報



情報キャッチャー



担任・学年主任・生徒指導担当への報告

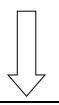


- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- ・生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その 場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

校長・教頭への報告

・速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめ対策委員会と 連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会



── 関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係生徒からの聞き取りや今後の指導支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

継続した支援(被害児童)

・ 被害生徒を守り通すとともに、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

継続した指導(加害児童)

- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉え させるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰 かに知らせる勇気を持つように伝える。



保護者へ継続した 支援と助言 • つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害・被害とも) の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方 法について話し合う

状況に応じた指導・支援体制を迅速に検討し、状況分析に応じた協働的組織を編成し、より適切な対応を行う。

/ 宏庭田 \ <学校生活用> □ 体調不良を訴え、保健室等への出入りが多い。 □ 元気のない、浮かない顔をしていることが多い。 □ 交友関係が急に変わった。 □ 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また 無視がある。 □ 役員選出の時、特定の子どもの名前がひやかしで □ 席替えの後、机と机を離したがる。

	< 多						
		最近、服装がなんとなく乱れている。					
		朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。					
		成績が急に下降している。					
		友達の話をしなくなる。最近、友達が変わる。					
		友達が迎えに来たり、電話がかかったりするが、					

□ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪く

出たがらない。

なる。

◇年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針の共通理解	10月	いじめアンケート調査
4月	職員研修会(生活協議会)		
5月	代表委員会(児童会テーマ決定)	4.4.	いじめアンケート調査、個人面談
5 <i>H</i>	いじめアンケート調査	11月	
6月	いじめアンケート調査、個人面談	4.0.0	人権学習
DH	家庭訪問	12月	人権集会
7 -	教育週間(道徳公開授業)	4 D	いじめアンケート調査
7月	いじめアンケート調査	1月	
ОП	平和集会		いじめアンケート調査、個人面談
8月			
9月	いじめアンケート調査		職員研修会(生活協議会)
9H			年間取組の検証と評価

◇主な相談窓□

相談窓口	電話番号	相談時間	
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~21:00	
こころの電話	095-847-7867	9:00~16:30	
子ども・家庭 110 番	095-844-1117	9:00~20:00	
子育て支援相談電話	095-822-8573	8:45~17:30	
児童相談所督教がなイヤル	189		

相談窓口	電話番号	相談時間	
こどもの人権 110 番	0120-007-110	8:30~17:15	
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00	
教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~16:00	
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45	